



由良町妊婦のための給付金事業について



由良町では、皆様が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない相談支援の充実と、給付金の支給を行います。

本事業では、妊娠届出時に妊婦 1 人あたり5万円（1 回目）出産届出時に赤ちゃん 1 人あたり5万円（2 回目）を支給いたします。

○対象者：申請時点で由良町に住所を有し、妊娠届出をした妊婦に 1 人あたり5万円・出生届出をした妊婦さんに対して、お子さん 1 人あたり5万円の合計 10 万円を支給

○申請方法：妊娠届出時または、出生届出時アンケートを提出し、面談を受けた後、「妊婦のための支援給付金（1 回目）申請書兼請求書」または「妊婦のための支援給付金（2 回目）申請書兼請求書」を提出

＜申請時に必要なもの＞

（1）本人確認書類（写真付きの場合 1 点、または写真なしの場合 2 点）

※来庁時にコピーさせていただきます

（2）振込先金融機関の口座番号等の分かるもの（申請者の通帳の見開き面またはキャッシュカード）※来庁時にコピーさせていただきます

※妊婦名義の通帳への振込みとなります。

妊婦以外の口座への振り込みとなる場合、委任状の提出が必要です

（3）※妊婦のための支援給付金（1 回目）申請書兼請求書
または、妊婦のための支援給付金（2 回目）申請書兼請求書

（4）※妊娠届出時、出生届時のアンケート

※（3）、（4）については、窓口でご用意しています。

○申請期限：赤ちゃんの心拍が確認された日から 2 年後の前日まで

○申請先：由良町役場 住民福祉課

◎妊娠 8 か月頃に、妊娠中や産後の生活に関するアンケートを郵送します。妊娠中・産後の不安や疑問についてお聞かせください。アンケートにおいて相談を希望された方には、後日保健師からお電話し、日程調整させていただきます。

お問い合わせ先
由良町役場 住民福祉課
TEL：0738-65-0201